

平成 30 年和光市議会 6 月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	継続費通次繰越しの報告について（平成29年度埼玉県和光市一般会計）
-------	-----------------------------------

担当	財政課
----	-----

【目的】

平成29年度埼玉県和光市一般会計予算で計上しました庁舎防災拠点整備事業の継続費について、翌年度への通次繰越額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

庁舎防災拠点整備事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しました。

事業名	翌年度通次繰越額（円）
庁舎防災拠点整備事業	31,320,574円

報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について（平成29年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

平成29年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号、第4号）で計上しました10事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の10事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
国有地利活用 （広沢複合施設整備事業）	1,110,000
賦課業務 （区画整理本換地に伴うデータ処理事業）	1,037,000
戸籍住民基本台帳業務 （通知カード・個人番号カード交付事業）	9,307,000
土地区画整理事業に伴う住居表示整備 （換地処分に伴う本籍地変更事業）	2,979,882
みなみ保育園施設整備 （空調機器更新工事）	89,289,000
道路補修 （市道484号線排水管補修事業）	10,584,000
道路整備 （市道408号線道路改良事業）	12,649,274
道路整備 （芝宮橋整備事業）	68,500,000
アーバンアクア公園整備 （管理棟建築事業・交通安全対策事業）	136,500,000
中央公民館施設整備 （空調機器更新工事）	22,383,000

報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について（平成29年度埼玉県和光市介護保険特別会計）						
担当	財政課						
<p>【目的】</p> <p>平成29年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）で計上しました2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。</p> <p>【内容】 以下の2事業について、繰り越しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>翌年度繰越額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険システム改修事業（長寿あんしん課） （介護保険給付管理システム改修事業）</td> <td>692,000</td> </tr> <tr> <td>介護保険システム改修事業（長寿あんしん課） （介護予防ケアマネジメントシステム改修事業）</td> <td>2,074,000</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	翌年度繰越額（円）	介護保険システム改修事業（長寿あんしん課） （介護保険給付管理システム改修事業）	692,000	介護保険システム改修事業（長寿あんしん課） （介護予防ケアマネジメントシステム改修事業）	2,074,000
事業名	翌年度繰越額（円）						
介護保険システム改修事業（長寿あんしん課） （介護保険給付管理システム改修事業）	692,000						
介護保険システム改修事業（長寿あんしん課） （介護予防ケアマネジメントシステム改修事業）	2,074,000						

報告第4号	繰越明許費繰越しの報告について（平成29年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）								
担当	財政課								
<p>【目的】</p> <p>平成29年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号、第3号）で計上しました3事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>以下の3事業について、繰り越しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>翌年度繰越額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅北口土地区画整理推進（駅北） （区画道路築造整備事業）</td> <td>37,668,000</td> </tr> <tr> <td>駅北口土地区画整理推進（駅北） （宅地造成整備事業）</td> <td>20,623,320</td> </tr> <tr> <td>駅北口土地区画整理推進（駅北） （建物移転等補償事業）</td> <td>52,255,905</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	翌年度繰越額（円）	駅北口土地区画整理推進（駅北） （区画道路築造整備事業）	37,668,000	駅北口土地区画整理推進（駅北） （宅地造成整備事業）	20,623,320	駅北口土地区画整理推進（駅北） （建物移転等補償事業）	52,255,905
事業名	翌年度繰越額（円）								
駅北口土地区画整理推進（駅北） （区画道路築造整備事業）	37,668,000								
駅北口土地区画整理推進（駅北） （宅地造成整備事業）	20,623,320								
駅北口土地区画整理推進（駅北） （建物移転等補償事業）	52,255,905								

報告第5号	和光市下水道事業会計予算繰越の報告について（平成29年度埼玉県和光市下水道事業会計）
-------	--

担当	企業経営課
----	-------

【目的】

平成29年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、建設改良費の雨水整備事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により当該予算を平成30年度に繰り越したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

【内容】

雨水整備事業について、次のとおり繰越しました。

事業名	繰越額（円）
雨水整備事業 ※「17越戸川第1号雨水幹線整備工事（市道1号線）に伴う付帯工事」	2,558,520

議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 法人市民税

納期限の延長の場合の延滞金について、増額更正等における延滞金の計算期間等に関する所要の改正。〔第 4 3 条及び附則第 4 条関係〕

納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付されていた期間を控除して計算する規定を設けるものです。

施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 固定資産税

ア バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などの家屋に係る税額の減額措置を創設。〔附則第 1 0 条の 3 関係〕

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などの家屋に係る税額の減額措置の創設に伴い、減額の適用を受けようとする者が提出する申告について規定します。

(ア) 対象：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、同法の基準に適合させるための改修工事を行った家屋。なお、減額を受けようとする対象家屋の所有者は、市に申告書等を提出しなければならない。

(イ) 特例割合：税額の 3 分の 1 に相当する金額を減額

※税額が当該改修工事に要した費用の額の 2 0 分の 1 に相当す

る額を超える場合は、当該20分の1に相当する額の3分の1に相当する金額を減額。

(ウ) 改修期間：平成30年4月1日～平成32年3月31日

(エ) 適用年度：2年度分

施行期日

平成30年4月1日から施行します。

イ 土地に係る固定資産税の負担調整措置

〔附則第11条、第11条の2、第12条、第13条及び第13条の3関係〕

(ア) 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長します。

(イ) 平成31年度又は平成32年度において、簡易な方法により下落修正ができる特例措置を継続します。

施行期日

平成30年4月1日から施行します。

(3) その他

法改正に併せて、所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の削除等）します。

〔第10条、第12条、第15条、第27条、第39条の3、第39条の5、第40条、第44条、附則第3条の2、附則第10条の2及び附則第15条関係〕

議案第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 固定資産税

ア バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などの家屋に係る税額の減額措置を創設。〔附則第 6 項関係〕

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などの家屋に係る税額の減額措置の創設に伴い、減額の適用を受けようとする者が提出する申告について規定します。

(ア) 対象：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、同法の基準に適合させるための改修工事を行った家屋。なお、減額を受けようとする対象家屋の所有者は、市に申告書等を提出しなければならない。

(イ) 特例割合：税額の 3 分の 1 に相当する金額を減額

※税額が当該改修工事に要した費用の額の 2 0 分の 1 に相当する額を超える場合は、当該 2 0 分の 1 に相当する額の 3 分の 1 に相当する金額を減額。

(ウ) 改修期間：平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(エ) 適用年度：2 年度分

施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行します。

イ 土地に係る都市計画税の負担調整措置

〔附則第 8 項から附則第 1 8 項までの関係〕

(ア) 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成 3 0 年度から平成 3 2 年

度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長します。

施行期日

平成30年4月1日から施行します。

(2) その他

法改正に併せて、所要の規定を整備（項ずれ等の修正）します。

〔附則第7項及び附則第19項関係〕

議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて）
--------	---

担当	健康保険医療課
----	---------

【目的】

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 主な改正内容

保険税減額措置の拡充（第21条関係）

保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。

(1) 5割軽減の拡大

（改正前）

基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の拡大

（改正前）

基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第35号	専決処分の承認を求めることについて（和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて）
担 当	長寿あんしん課
<p>【目的】</p> <p>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」の施行に伴い、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 主な改正内容</p> <p>整備政令による施行令の改正により、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項「訪問介護」に規定する政令で定める者の範囲が拡大することに伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲を従前どおり、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とするため、所要の整備を行いません。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日から施行します。</p>	

議案第36号	和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	選挙管理委員会事務局

【目的】

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴い、平成31年3月1日より、地方議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能となるため、和光市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する経費を公費負担できるよう改め、その公費負担の限度額を定めるものです。

【内容】

従来、和光市長選挙のみが対象であった選挙運動用ビラの作成に要する経費の公費負担について、和光市議会議員選挙を対象に加え、その選挙運動用ビラ作成経費の公費負担の限度額を定めます。

- ・ 1枚あたり7円51銭、4,000枚まで。

議案第 37 号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課

【目的】

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）の施行に伴い、条例で引用する学校教育法の条文の「項」がずれることとなったため、所要の改正を行います。

【内容】

1 改正の要点

第 4 条第 2 号関係

職員が自己啓発等休業を取得する際の対象となる教育施設のうち、「大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設」の根拠規定を、学校教育法「第 104 条第 4 項第 2 号」から「第 104 条第 7 項第 2 号」に改めます。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 38 号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課
<p>【目的】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等の施行に伴い、改正内容の一部について、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 固定資産税</p> <p>ア わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <p>(ア) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援への特例措置</p> <p>〔附則第10条の2関係〕</p> <p>対 象：中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置などの償却資産</p> <p>特例割合：償却資産に係る固定資産税の課税標準となる価格をゼロとする</p> <p>取得期間：生産性向上特別措置法の施行の日～平成33年3月31日</p> <p>適用年度：当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間</p> <p>2 施行期日</p> <p>生産性向上特別措置法の施行の日から施行します。</p>	

議案第 39 号	「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を定めることについて
担 当	保育サポート課
<p>【目的】</p> <p>子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）等の一部改正に伴い所要の改正を行い、対象世帯の利用者負担額（以下、保育料と言います）を減額することにより、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担軽減を図るものです。</p> <p>【内容】</p> <p>教育認定子ども（幼稚園等を利用する 1 号認定子ども）の保育料を、次のとおり減額いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 階層（市町村民税所得割額が 77,100 円以下）の保育料を、 現行の 14,100 円から 10,100 円へ減額。 	

議案第40号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課
<p>【目的】</p> <p>「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第56号）の公布に伴い、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案します。</p> <p>なお、今回の改正の趣旨は、介護保険料の段階の判定に関する基準に係る見直しを行なった介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）と同じ趣旨であります。</p> <p>特別控除の規定</p> <p>改正前 第38条第4項 → 改正後 第22条の2第2項</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年8月1日から施行します。</p>	

議案第 4 1 号	和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	都市整備課
<p>【目的】</p> <p>上谷津公園を整備し、都市公園として定めるため、和光市立公園条例（昭和 4 4 年条例第 1 6 号）の一部を改正する条例を定めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>和光市立公園条例第 2 条の規定に基づき、上谷津公園の名称及び位置を記載するものです。</p>	

平成30年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）

予 算 現 額	25,666,000千円
補 正 額	308,846千円
補正後予算額	25,974,846千円

1 歳入

（単位：千円）

款	区分（細節）	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
15	文化芸術創造拠点形成事業補助金	0	7,733	7,733	文化庁が実施する平成30年度文化芸術振興費補助金として、「文化芸術創造拠点形成事業」において、和光市地域文化振興事業が採択され、市に交付されることに伴い、追加計上するもの。	総 務 人 権 課
15	障害者総合支援事業費補助金	0	1,522	1,522	平成30年4月施行の障害福祉サービス等の報酬改定にかかるシステム改修をするための当該国庫補助金を、追加計上するもの。（補助率：1/2）	社 会 援 護 課
15	生活困窮者自立支援補助金	20,667	4,941	25,608	平成30年10月生活保護基準額等の見直しにかかる生活保護システム改修費の当該国庫補助金を、増額補正するもの。（補助率：1/2） 生活保護医療扶助適正化支援サービス費（診療報酬明細より受給者への指導の参考となる受診指導記録票の作成）の当該国庫補助金を増額補正するもの。（補助率：3/4）	社 会 援 護 課
15	子ども・子育て支援整備交付金	0	70,832	70,832	放課後子ども総合プランに基づく一体型の拠点施設を新設するに当たり交付金の交付を受けるため追加計上するもの。（補助率：2/3）	保 育 施 設 課
15	社会資本整備総合交付金（都市整備課）	160,202	44,548	204,750	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正するもの。	都 市 整 備 課
15	社会資本整備総合交付金（道路安全課）	205,333	△ 106,820	98,513	社会資本整備総合交付金の配分内示額に基づき、減額補正するもの。	道 路 安 全 課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	コミュニティ・スクール導入促進事業補助金	500	△ 500	0	コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金の補助対象事業内容が変更になったことにより、減額補正するもの。(補助率:1/3)	学校教育課
15	学校施設環境改善交付金(小学校分)	14,441	△ 14,441	0	学校施設環境改善交付金の内定に伴い、減額補正するもの。	教育総務課
16	埼玉県子ども・子育て支援整備交付金	0	17,708	17,708	放課後子ども総合プランに基づく一体型の拠点施設を新設するにあたり交付金の交付を受けるため追加計上するもの。(補助率:1/6)	保育施設課
16	コミュニティ・スクール導入促進事業補助金	500	△ 500	0	コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金の補助対象事業内容が変更になったことにより、減額補正するもの。(補助率:1/3)	学校教育課
19	財政調整基金繰入金	63,605	101,223	164,828	財政調整基金現在高(補正後)916,975千円	財政課
21	雑入(政策課)	1	200	201	(一財)地域活性化センターからの地域デザインのための次世代リーダー養成講座(地域デザイナー養成塾)実施に伴う助成金を、増額補正するもの。(補助率:10/10)	政策課
21	雑入(市民活動推進課)	231	2,500	2,731	(一財)自治総合センターからの白三西牛房自治会に対するコミュニティ助成事業実施に伴う助成金を、増額補正するもの。(補助率10/10)	市民活動推進課
22	市道舗装繕繕事業債	38,300	△ 16,200	22,100	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
22	芝宮橋整備事業債	41,800	700	42,500	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、当該起債額を増額補正するもの。	財政課
22	古美山立体橋耐震補強整備事業債	19,800	△ 600	19,200	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、当該起債額を減額補正するもの。	財政課
22	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債	325,600	△ 23,000	302,600	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
22	アーバンアクア公園整備事業債	84,600	125,200	209,800	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	上谷津ふれあいの森用地取得債	64,800	4,100	68,900	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、当該起債額を増額補正するもの。	財政課
22	第四小学校アスベスト撤去事業債	43,300	13,700	57,000	学校施設環境改善交付金の減額補正に伴い、当該起債額を増額補正するもの。	財政課
22	第五小学校境界塀・プール改修事業債	0	41,400	41,400	第五小学校境界塀・プール改修事業の財源として、追加計上するもの。	財政課
22	放課後子ども総合プラン拠点施設新設事業債	0	34,600	34,600	(仮称)第五小学校放課後子ども総合プラン拠点施設新設事業の財源として、追加計上するもの。	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	住民情報電算システム	99,301	1,179	100,480	デジタルPMO(マイナンバー制度に係る進捗管理や制度・システム関係の重要な資料の掲載等が行われるポータルサイトシステム)が平成30年3月から新システムに移行し、9月までの暫定措置期間内に新システムに対応した接続設定及び接続サービスを利用するため、増額補正するもの。	情報推進課
2	市民参加推進	238	200	438	地域デザイナー養成塾講師謝金を、増額補正するもの。	政策課
2	市民文化センター管理運営	216,940	7,733	224,673	文化庁が実施する平成30年度文化芸術振興費補助金として、「文化芸術創造拠点形成事業」において、和光市地域文化振興事業が採択され、事業を実施する指定管理者へ補助金として交付するため、増額補正するもの。	総務人権課
2	市民文化センター施設整備	0	5,454	5,454	市民文化センター小ホールの手動ウインチについて、経年劣化により交換するため、当該事業費を追加計上するもの。	総務人権課
2	コミュニティ活動支援	13,848	2,500	16,348	(一財)自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、白三西牛房自治会に対して、コミュニティ活動に必要な備品購入のための助成を行うため、増額補正するもの。	市民活動推進課
3	障害者福祉支援	16,106	5,962	22,068	平成30年4月施行の障害福祉サービス等の報酬改定及び番号法の情報連携により、システムの改修が必要なため、増額補正するもの。	社会援護課
3	学童クラブ管理運営	295,161	11,031	306,192	長期休暇中の学童利用者の受入れを確保するため、当初の指定管理料を超過する費用について増額補正するもの。 和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部改正に伴う、現行システム改修費用を増額補正するもの。	保育施設課
3	学童クラブ等施設整備	0	131,820	131,820	南エリアの学童クラブの待機児童の解消を図るため、放課後子ども総合プランに基づく一体型の拠点施設を新設する費用を追加計上するもの。	保育施設課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	生活保護	1,563,714	7,128	1,570,842	平成30年10月生活保護基準額等の見直しにより生活保護システムの改修が必要なため、増額補正するもの。 生活保護医療扶助適正化(診療報酬明細より受給者への指導の参考となる受診指導記録票の作成)を実施するため、増額補正するもの。	社会援護課
7	中小企業資金融資	11,249	297	11,546	和光市公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請に対し、一般公衆浴場の設備の近代化を促進し、もって健全な育成を図るため、増額補正するもの。	産業支援課
8	道路補修	300,000	△ 123,860	176,140	社会資本整備総合交付金の配分内示額が想定を大幅に下回り、補助事業として予定していた舗装修繕工事を大幅に減らす必要が生じたこと、また、それに伴い単独事業における維持補修工事等を増やす必要が生じたこと、以上を精査し減額補正するもの。	道路安全課
8	交通安全施設整備	20,694	△ 4,100	16,594	ゾーン30道路標示工事について、県警との協議に時間を要したため、補助事業費を減額補正するもの。また、児童の安全確保のため、緊急を要する箇所として平成30年度に先行して整備するよう単独事業費を増額補正するもの。	道路安全課
8	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援	442,749	△ 38,299	404,450	社会資本整備総合交付金の内示に伴い、当該歳出事業費を減額補正するもの。	都市整備課
8	アーバンアクア公園整備	189,969	229,859	419,828	社会資本整備総合交付金の内示に伴い人工芝サッカー場を整備するため、増額補正するもの。	都市整備課
10	小学校管理運営	214,815	16,646	231,461	第三小学校賃貸借料の契約更新等にかかる費用を、増額補正するもの。	教育総務課
10	小学校施設整備	63,915	55,296	119,211	第五小学校の境界塀及びプール改修工事を実施するため、増額補正するもの。	教育総務課

3 地方債

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額
第五小学校境界塀・プール改修事業	41,400
放課後子ども総合プラン拠点施設新設事業	34,600

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市道舗装修繕事業	38,300	22,100
芝宮橋整備事業	41,800	42,500
古美山立体橋耐震補強整備事業	19,800	19,200
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業	325,600	302,600
アーバンアクア公園整備事業	84,600	209,800
上谷津ふれあいの森用地取得	64,800	68,900
第四小学校アスベスト撤去事業	43,300	57,000

起債合計額及び地方債元金償還額

(単位:千円)

会計区分	6月補正後 起債合計額	地方債元金 償還額
一般会計	1,583,100	1,558,954

※和光市健全な財政運営に関する条例第9条第3項に基づく起債合計額が地方債元金償還額を上回る理由

平成30年度当初予算における市債については、重要性及び緊急性の高い事業として土地区画整理事業等の都市基盤整備に係る起債のほか、広沢国有地先行取得などの特殊要因により、前年度と比較して5億3,400万円増加となっています。そのような中において、今回の補正予算では、社会資本整備総合交付金の内示に伴うアーバンアクア公園整備事業費の増加などにより、市債を増額補正することから、一般会計における起債合計額が地方債元金償還額を上回るものです。

(参考資料)

各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	1,018,198		101,223	916,975
	市債管理基金	0			0
	学校教育施設整備基金	105,574			105,574
	公共用地取得事業基金	13,646			13,646
	公共施設整備基金	68,369			68,369
	都市基盤整備基金	169,984			169,984
	学校建設基金	0			0
	まちづくり基金	30,606			30,606
	小計	1,406,377	0	101,223	1,305,154
特別会計	国民健康保険財政調整基金	461,972			461,972
	介護保険介護給付費準備基金	96,785			96,785
	介護保険高額介護サービス費等 一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	563,757	0	0	563,757
合計	1,970,134	0	101,223	1,868,911	

※まちづくり基金の補正前現在高については、出納整理期間中に積み立てた額を除いています。